

重要インフラサイバーセキュリティ研究会の開催について

令和7年10月16日

内閣官房 内閣サイバー官決裁

1. 趣旨

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第3号等の規定を踏まえ、我が国全体の重要インフラ防護に資するサイバーセキュリティ対策の推進を図るため、内閣サイバー官の私的懇談会として、重要インフラサイバーセキュリティ研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）研究会の構成員は、我が国全体の重要インフラ防護に資するサイバーセキュリティに係る事項について優れた見識を有する者であって内閣サイバー官が委嘱した者とする。
- （2）委嘱期間は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、延長を妨げない。
- （3）研究会に主査を置く。研究会の主査は、内閣サイバー官が指定する者とする。
- （4）内閣サイバー官は、研究会に副主査を置くことができる。副主査は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査を代理する。

3. 運営

研究会の運営は、内閣官房国家サイバー統括室（以下「国家サイバー統括室」という。）において行う。国家サイバー統括室は、必要があると認めるときは、その運営の補助を委託することができる。

4. その他

前各号に掲げるもののほか、研究会の運営に関する事項やその他必要な事項は、主査と国家サイバー統括室が協議の上で定める。